

会 議 録

会議の名称	第1回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会
事務局	<p>子ども家庭部</p> <p>子ども家庭部長 大澤 秀典、子育て支援課長 富田 絵実</p> <p>子育て支援係長 福井 英雄</p> <p>子ども家庭支援センター長 秋葉 美苗子</p> <p>児童青少年課長 鈴木 剛、児童青少年係長 前田 裕女</p> <p>児童館主査 森 直人</p> <p>教育委員会</p> <p>指導室長 浜田 真二</p>
開催日時	令和2年8月27日(木) 9時30分から11時30分まで
開催場所	桜町上水会館 集会室AB
出席者	<p>部会長 水津 由紀</p> <p>委員 小川 順弘、長岡 好、古源 美紀、鈴木 隆行、石川 健一</p> <p>コンサルタント 桑原 大実</p> <p>アドバイザー 喜多 明人、半田 勝久</p>
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	4人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 勉強会(日本体育大学 半田勝久准教授)(90分)</p> <p>3 質疑応答</p> <p>4 その他</p>
会議結果	別紙のとおり
発言内容 発言者名	別紙のとおり
提出資料	<p>資料1 次第</p> <p>資料2 部会員名簿</p> <p>勉強会資料</p>
その他	

第1回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会 会議録

令和2年8月27日

○水津部会長 おはようございます。少し時間が遅くなってしまっていて大変申し訳ありません。ただいまから第1回子どもの権利部会を開催いたします。

本部会については、令和2年7月31日に開催された子ども・子育て会議において、部会員と部会長を子ども・子育て会議の会長が指名し、結成しておりますので、議事進行につきましては、部会長に就任いたしました私、水津が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず次第に入る前に、初めての部会ですので、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。部会員、事務局の順で一言ずつお願いします。専門家のお二人については、その後、事務局から御紹介いただけるようにお願いいたします。

それでは、まず私から。子ども・子育て会議の職務代理で、今回部会長を受けております水津と申します。私は、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会の代表を務めております。その関係で去年の部会からこちらに参加させていただいて、少しずつ皆さんと色々な話ができて、いい会議ができたかなと実感しておりますので。なかなか不慣れですし、私も専門職というわけではございませんので、皆様のお力を借りて進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、部会員として、小川先生から。

○小川委員 モンゴル・マルガド大学で名誉教授をしております小川と申します。前回もこの会議に関わらせていただいて、本当に充実した会議になっておりますので、一層の向上を図っていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。では、長岡委員、お願いいたします。

○長岡委員 こむぎ保育園の園長をしております長岡といいます。子どもの仕事に携わって長いんですけども、勉強不足ですので、ぜひ学びのときを御一緒にできたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。では、古源委員。

○古源委員 小金井市で主任児童委員をしております古源と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私も、昨年度の部会から参加をさせていただいておりまして、子どもの権利に

ついて喜多先生から伺ったお話、また、権利条例がありながら、なかなか周知していかない状況というものを実感いたしまして、少しでも皆さんと一緒に勉強を深めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木と申します。子ども・子育て会議では市民委員として参加しております、この部会は前回の部会から参加させていただいております。市民活動の時間、この子ども・子育て会議関連しかやっていないので、本当に素人感覚で参加させていただいておりますけれども、一緒に勉強させていただけたらなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。石川委員、お願いします。

○石川委員 鈴木委員と同じく、子ども・子育て会議の市民委員として、保育施設利用者として参加させていただいております、石川と申します。東町在住で3児の父であるんですが、子どもを育てていく中で、子どもの権利をいかに侵害しないかというのを、自分自身がすごく毎日冷や冷やしながらやっているところがあるので、勉強させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。それでは、事務局の方、よろしくお願いいたします。部長から。

○子ども家庭部長 皆さん、おはようございます。子ども家庭部長を務めております大澤でございます。よろしくお願いいたします。事務局につきましてはこれから紹介させていただきますけども、今後は議題に応じまして、それぞれ関係する課長、今日は、保育の課長が参加してございませんが、内容に応じまして対応させていただく。また、今日は教育委員会の指導室長においでをいただいておりますけども、議論の状況に応じまして、関係する管理職、または関係者をお呼びさせていただくような形で対応させていただきたいと思っておりますので、まず冒頭、挨拶も含めて、そのような形でよろしくお願いいたします。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。子育て支援課長。

○子育て支援課長 子育て支援課長をしております富田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○水津部会長 では、子育て支援係長。

○子育て支援係長 子育て支援課子育て支援係長の福井と申します。よろしくお願いいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。では、児童青少年課長。

○児童青少年課長 児童青少年課長、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○水津部会長 では、児童青少年係長。

○児童青少年係長 児童青少年係長の前田と申します。主担当で事務局をやらせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。では、今日は指導室から。

○指導室長 教育委員会の指導室長、浜田でございます。日頃から子ども家庭部とは密に連携をしておるところです。特に今回、子どもの権利に関するところですので、学校を指導している指導室としては大いに関わらなきゃいけないなと思っています。今後も時間があれば、ぜひ参加させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。子ども家庭支援センター長。

○子ども家庭支援センター長 おはようございます。子ども家庭支援センター長の秋葉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○水津部会長 児童館主査。

○児童館主査 通常は緑児童館に勤務しています、児童館主査のモリと申します。よろしくお願ひいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所の桑原研究員。

○桑原コンサルタント ナレッジ・マネジメント・ケア研究所の桑原と申します。今回、コンサルタントで入ることになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。以上で皆様、御発言いただいたかと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、専門家のお二人の紹介を事務局からお願ひいたします。

○児童青少年課長 専門家の先生の御紹介をさせていただきます。まずは、本日勉強会の講師を務めていただきます、日本体育大学准教授で、世田谷区子どもの人権擁護委員、せたがやホッと子どもサポート委員を長年務めていらっしゃる、半田勝久講師でございます。

もう一人の方は、前年度の子どもの権利部会でもお世話になりました、国連NGO・特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所顧問、喜多明人先生でございます。

お二人につきましては、子どもの権利に関する学識者の立場から、今後の制度設計についても、引き続き御支援いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

○水津部会長 ありがとうございました。それでは、半田先生からは後ほどお話をお伺いすると思いますので、喜多先生からよろしく一言お願ひいたします。

○喜多先生 どうもおはようございます。昨年はこの権利部会で大変お世話になりました。いよいよ計画段階から制度設計、そして実施へという大事な段階に入ってきます。そういうときに何かコロナの問題がありますが、いいオンブズ制度ができればいいかなと思っております。

私は、今日は半田先生のお付きですので、サポートに入っているんです。半田先生と私は子どもの権利条約総合研究所の研究所仲間といいたいまいしょうか、私たちの研究所というのは、子どもたちの現実を少しでもよくしていく、現実を少しでも変えていこうという、実践的な研究を志している研究者仲間で作っている研究所です。ですから、このオンブズ制度がまさに小金井の子どもたちの現実を少しでもよくしていこうという、そういう取組に、研究者側からもそういう点、バックアップしたいということで、今日は半田先生にお任せするという状況でございます。

1つだけ余計なことを申し上げますと、ここは私のもう古巣で、ここの桜町病院は我が喜多家も通った総合病院で、かつ、ホスピスで私の父親が面倒を見ていただきまして、1か月近くホスピスに泊まり込んでいた、この限界でよく飲み食いしまして、そんな非常に懐かしいこともあります。今は、結婚後に目黒のほうに引っ越ししましたがけれども、実家にはまだ妹夫婦が住んでおりますし、姪っ子がまた戻ってきて、子育てもここで始めていますので、私も旧市民ですが、そういう小金井市の応援団として、今後とも協力させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○水津部会長 とても力強い御発言、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次第2の勉強会に入る前に、少し確認させていただきたいことが何点かございますので、お願いいたします。

1点目は、席次の問題です。本来ですと、部会員6人で議論をするので、6人の席にあと事務局という形、後ろという形になるんですけども、前回の会議のときも、事務局にも一緒に座っていただいて、そこで議論をすることで進行が早くできたりとか、要点が伝わりやすかったりとかいうことがあったので、今回ちょっとコロナで席がなかなかギュツというわけにはいかないんですけど、なおさらこの形を使わせていただくことに御理解をいただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

2点目ですけれども、会議の回数が非常に限られておりまして、効率よく会議を進めなければなりません。事務局から事前に資料が配付される場合がありますので、そのと

きは、会議の開催の前であっても、御意見のある場合は速やかに事務局にお伝えいただきたいりしながら、進行していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。会議録の方も速やかに事務局のほうに提出していただきたいと思っておりますので、そちらもよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次第2の勉強会に、時間がもったいないですので、早速入っていきたくと思います。その後、質疑の時間はなるべく長めに取りたいと思っておりますが、率直なことをいろいろ質問したいと思っておりますので、お話を聞きながら論点を整理していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、半田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○半田先生 皆さんおはようございます。このたびは貴重な機会をいただき、本当にありがとうございます。先ほど紹介にあずかりました、私、日本体育大学で教職科目をメインに担当しております、半田と申します。

皆さん、声は聞こえるでしょうか。ふだん200人ぐらいの体育大生を相手にしているので、大きい声を出すのは慣れていますが、何分リモート授業に前期はなっているので、なかなか大きい声を出す機会は少なくなってまいりましたが、皆さんに聞こえる声でお話をさせていただければと思っております。

本日、私にいただいたタイトルは、子どもオンブズパーソンについて話をしてほしいということで、ここに参りました。そして、本日は喜多先生が御一緒いただけるということで、うれしいと思っております。本当に僕、大学生のときからお世話になっている先生で、こういった形で御一緒させていただく機会が、大人になって何とかできてまいりまして、緊張しつつも、一緒にこういう子どもの権利を深め合っていく仲間というふうになってきて、とても光栄に思っております。

今回も、小金井市と、小金井市に先ほど喜多先生はいろいろな御縁があると。じゃあ僕はどんな御縁があるのかなあと考えていたところ、よく東京学芸大学のほうにはお邪魔して、子ども支援の会議であったり、子どもサポーターというような養成にも少し関わらせていただいたことがあって、何度も足を運んだ記憶はございます。

僕は千葉県に住んでいます。千葉県佐倉市というところに住んでいて、今日も2時間以上、ここに到着するまでにかかりましたが、ふだん東京と横浜に職場がありますので、毎日5時間ぐらい移動するのは当たり前ということですので、特に問題なく、西のほうの東京へも足を運ぶことをしております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

皆様のお手元にレジュメを配付させていただいております。出来上がったのが本日朝ということで、印刷の前田さんには大変御苦勞をおかけしました。何分、この子どもオンブズパーソンについて90分程度で話をするというのは難しいことではありますが、第1回目のこういう会議ということですので、少し丁寧に、日本の子どもオンブズパーソンの歩みも含めまして、お話をさせていただければと用意してきました。

ここにもう2つ肩書が書いてあるんですが、いわゆる世田谷区の子どもオンブズパーソン、正式名称は「世田谷区子どもの人権擁護委員」と言いますが、こちらで8年、委員をさせていただいております。また、名古屋市にも今年から子どもの権利擁護機関「なごもっか」というものができまして、そちらにも関わらせていただいております。

喜多先生との出会いの中で、僕は子どもの権利条約とか、こういう子どもの権利ということについて勉強していきたいなと思っていて、子どもの権利条約が批准した後、どう、こういうものを絵に描いた餅にしないようにということで、そのヒントを探っていたところ、どうもこの子どもオンブズパーソンというところにヒントがあるに違いないということで、いろいろ調べていったところ、1981年にノルウェーに子どもオンブズマンというものができていて、その仕組みについて少し調べてきました。それを調べていった過程の中で、日本の中でも注目され始めて、日本にもこういった子どもオンブズマンというような仕組みをどんなふうにつくっていくのかということが話題になってきました。本日は、そういった日本の中の子どもオンブズパーソンが注目された歴史についても、少しお話しできればと思っています。

ちょっと上と下が逆転している部分もありますが、手元のレジュメを御覧いただければと思います。本日は、最初に少し子どもの権利のお話も、子どもの権利部会ということで、皆さん非常にお詳しいと思いますが、少しそこから話をし、そこと、こういった子どもの権利オンブズマンというものがどんなふうな関わりがあるのかということについて、話していくことができればと思います。また、全国のこういった子どもの権利擁護機関のアンケート、これは、僕はアンケートを受ける側として世田谷区とかでは関わっていたんですが、そのアンケートでは、日本のこういった子どもの権利擁護機関がどうなっているのかというところが見えてきていますので、そういった資料のほうも今日は御紹介をさせていただければと思います。そして、これから皆さんがこの第2回目以降の部会で、小金井市にこういう仕組みを御検討されるということで、どんなところに留意しながらつくっていくのがいいのかというところの、本当にさわりの部分をお話

しさせていただければと思っております。

皆さん、ヤヌシュ・コルチャック先生という先生について耳にしたことはございますでしょうか。コルチャック先生はポーランド、ワルシャワ生まれのユダヤ人でございます。1878年に生まれて、1942年にお亡くなりになられています。こういった年号を見ると、歴史に詳しい方は、第一次世界大戦であったり、ロシア革命であったり、第二次世界大戦、こういった時期にポーランドは非常にロシアとドイツの間に挟まれてしんどい状況にあったことを想像される方も多いかなと思っております。そういった戦争であったり革命であったり、そんなところから犠牲となった子どものために、家と学校が1つになったような孤児院をつくり、子どもの権利、子どもの自主性に根差した活動を展開していかれたお医者さんであり、孤児院の先生であり、ラジオパーソナリティーである方でございます。

そして、2つの孤児院を任されることになったわけですが、第二次世界大戦が始まり、ナチス・ドイツがポーランドに攻め入ったことにより、コルチャック先生の孤児院であったり、またポーランドに住んでいたユダヤ人は迫害されることになっていきます。そして、コルチャック先生の孤児院にもナチスの伝令が入り、今から移送するというような話がありました。そのときに、コルチャック先生は何かが起こるに違いないと思い、今必要な大切なものだけを持って、今から遠足に行くという話をしたという話は非常に有名で、そして、孤児院の旗を掲げながら、列車の駅まで子どもたち200人と共に行進をし、その途中で、コルチャック先生だけはこの列車に乗らなくていいという話があったわけですが、コルチャック先生は、自分の子どもを置いて自分だけ乗らないということはありませんという中、列車に乗ったわけです。その列車の行き先は、皆さんも御存じのように、絶滅収容所と言われているトレ布林カ絶滅収容所。絶滅収容所ということですので、そこに着いた人たちはほぼ全員殺されていくということで、それ以降コルチャック先生と子どもたちの姿を見たということはありませんので、そのガス室に送られた、または銃殺されて亡くなられた先生でございます。

そういった先生が1800年代、生きていたときにいろいろな著作を残されております。その著作の中では、子どもはだんだんと人間になるのではなく、既に人間なのだ。人間を認識すること、つまり、まず何より子どもを1,000とおりの方法で研究すること。100人の子どもは100人の人間だ。明日人間になるのではなく、既に今、人間なのだ。人間としての価値、長所、個性、志向、希望を確かに持った存在なのだ。子

どもというものは、私たちと等しく人間的な価値を持っているものだ。このように著作には残されております。当時、非常にまだ体罰とか、上からの教育というものが当たり前の時代に、子どもの中に人間を見るという姿勢で、子どもと接してきたということです。

そして、子どもと共に生きるために、専門家の関与なしには済ますことはできない。すなわち、子どもについて理解したりするのは、子どもの専門家である子ども自身から話を聴いたり、子どもの様子に目を向け、耳を傾けるということの重要性を述べております。そして、子どもと大人の関係に関しては、私は長く生きているだけのことだと。子どもと一緒に感じるのがとても必要なんだ。こんなようにもっております。

そして、我々もよく、子どもと接するともう疲れちゃうよねというような話がよく耳にされますが、「子どもには疲れる」とあなたは言う。そのとおりだと。しかし、次のように説明をするとき、あなたは間違っている。だって、彼らの考えまで降りなきゃならないのだと。そこまで降りて、身をかがめ、腰を曲げ、体も縮めなきゃいけない。私たちが疲れるのはそのためじゃないんだと。そうではなくて、彼らの感性の高みにまで昇らなければならぬからだ。高みを目指してつま先立ちし、背伸びをして、無礼に当たらないようにと。このように、子どもの目線に降りていくということではなく、むしろ子どもの感性の高みに寄り添おうとするからこそ、子どもと接するにはパワーが要るんだ。こんなようなことを書かれていて、とてもとても共感できるなということを思っておりますので、まずは先にコルチャック先生の思想を少し紹介させていただきたいと思います。

そして、コルチャック先生が第二次世界大戦の被害に遭い、第二次世界大戦が終了した後、国連が結成されました。1959年には子どもの権利宣言が出されて、子どもを救済や保護の対象としてばかりではなく、人権享有の主体なんだ、そして権利行使の主体なんだという視点が、徐々に徐々に国際的にも芽生えてまいります。そして、20年後の1979年、国連では国際児童年という、国際年に子どもを据えたわけです。この子どもの権利宣言から20年たった国際児童年のときに、子どもの権利宣言を法的拘束力のある条約にしていきたい、そんな動きが出てまいりました。しかしながら、条約にするというのは国際法をつくるということなので、国連加盟国の同意を得ていく必要があります。そして、10年かけて丁寧に丁寧に話し合いを進めていきました。その中心になったのがこのポーランドです。もうこういったホロコーストの犠牲に二度と子どもを

遭わせない、子どもの権利というものに根差したことをグローバルスタンダードとして進めていきたいんだという発想が、ポーランドを中心に広がっていき、10年かけて、1989年に子どもの権利条約ができます。そして、日本でも子どもの権利条約の批准運動が起きてきます。そして、5年の年月を経て、日本も1994年に子どもの権利条約が批准されることになりました。こういった歴史的なところは、喜多先生がこれまで論文等でまとめられているところです。

そして、この子どもの権利条約には4つの一般原則がある。1つは、いかなる種類の差別も禁止すると。病気であろうが健康であろうが、障害であろうが健全であろうが、また、男性であろうが女性であろうが、また、性別というものに違和を考えている人であろうが、日本国籍であろうがそうでなかろうが、いかなる種類の差別も禁止している。そして、子どもの最善の利益を第一次的に考慮すべきだと。子ども施策をつくるに当たっても、教育をしていくに当たっても、子育てをするに当たっても、こういった子どもの最善の利益を考慮する。そして、生きる、また、成長する、発達する、これを確保するということが3つ目です。そして、4つ目のところが、特に注目されている、子どもの意見表明権とか、子ども自身が自分に関わる様々なこと、まちづくりであったり、学校づくりであったり、そういったものに意見を表明する。自分の意思というものを表明していくと。こういったところが4つの一般原則というように言われています。

そして、この4つの一般原則をベースにしなが、生きる権利、発達する権利、守られる権利、そして、参加する権利というものが、子どもの権利条約には権利カタログとして並べられていると。こういったものが、グローバルスタンダードとして全世界の子どもの権利という共通基準になっているんだということを、まず最初にお伝えしておきます。

そして、日本がこういう権利条約を批准していった頃、日本の中で、どうしたらこういう権利条約が絵に描いた餅にならないようにしていくのか、こんな研究を進めていかなければいけないねという話になります。1つは、締約国が条約の実施状況というものを、国連・子どもの権利委員会に報告していきます。そして、国連・子どもの権利委員会が、例えば日本の政府からの報告であったり、先ほど国連NGOという紹介がありましたが、喜多先生、僕も関わらせていただいているそういったNGO団体が、日本の子どもの権利状況というものを捉え、そういった政府報告書とNGOレポートみたいなものを国連・子どもの権利委員会に送り、この子どもの権利条約というグローバルスタン

ダードの視点から、日本も締約国の状況というものをチェックしていきます。その中でどんなことが言われる、また、ほかの国にどんなことを言っているのかということを見ていく必要があるのです。そして、もう1つは、じゃあ子どもの権利条約というものを、日本で言うならば、それぞれの自治体に落とし込み、どのように施策を展開していけばいいのか。その中で、子どもの権利条例の研究というものが進められることになっていきます。また、そういった子どもの権利がちゃんと守られているかどうかをチェックしていく、また、子どもの権利が侵害されていたときに適切な救済をしていくという、こういう子どもオンブズパーソンの制度の研究というものが、日本国内だけでなく、全世界的に広がっていくことになります。

では、日本の子どもオンブズパーソンというところに焦点を当てるとすると、日本のそういう子どもの相談機関というものが、どんなポイントがあるのかと。そうしますと、子育て相談とか、大人が相談する窓口にはなっていますが、子ども自身が安心して相談できる設計とはなっていません、当時ですね。今もそういった傾向が多く自治体ではあります。また、縦割り行政の下、相談項目というものは、教育は教育、福祉は福祉、健康は健康というように、相談窓口というものを限定されていて、「これはうちの部署じゃない。こちらに行ってください」というように、ワンストップサービスになっていないということも課題になっていきます。また、相談はできても、そこから、権利侵害の実態があったときに、子どもの権利という視点から救済をしていくとか、子どもの権利侵害からの回復を手伝っていくというような相談機関・救済機関というものはなかなかありません。また、そういった当事者間のトラブルであったりを調整していくということが困難な場合も多いということが問題、課題になっています。

そこで、こういった子どもオンブズパーソンという仕組みが注目されていくことになります。じゃあ子どもオンブズパーソンとは何かと申しますと、子どものSOSとかサイン、また、子ども自身の声を受け止めて、そして子どもが今置かれている現状はどうか、また子どもの気持ちというものはどんな状況にあるのか、こういったものに寄り添いながら、大人が子どもに解決策を提示することではなく、子どもと共に、どうやったらこの問題というものを乗り越えていくことができるのかということを考えていきます。ときには、例えば学校と、学校の中で権利侵害の状況が起きているというような場合には、学校の中に、学校にも訪問していく中で、その先生からも話を聴き、子どもや親からも話を聴き、どうしてこういう状況が起きているのかということ丁寧

に解きほぐしていった中で、じゃあ、その子どものしんどさに寄り添ってどんなふう
に解決につなげていったらいいのかということを考えていたり、また、いじめみたい
なものが起きているときは、そのいじめをどんなふうに解決していけばいいのかとい
うことを、子どもの権利の視点から間に入りながら調整していくと。そして、さら
に、今この権利侵害の状況はこの子に起きていると。しかし、このまま特に何も
しないでおくと、同じ状況があちこちで起きるかもしれない。その原因を探って
いくと、そこには、例えばまちの仕組みに問題があるというようなことが分か
った場合、そういったまちの仕組みを改善したり変えていくという、個々の問
題事例からその仕組みを変えていく、そこへの提言機能、意見を述べていく
というような機能も持ち合わせている、独立性と専門性を有する公的な第
三者機関、これを子どもオンブズマンというふうに位置づけることができるか
と思います。子どもオンブズマンとか、子どもオンブズパーソンとか、子
どもコミッショナー、子どもアドボケーター、子どもの権利擁護官など、国
によっても自治体によってもいろんな呼び方がなされていますが、おおむね
こういった特徴があるかなと思っています。

オンブズマンと聞くと、何かちょっと怖いとか、例えば昔、官官接待みたい
なものが問題に、若い方は、僕も若いつもりではいるんですけど、イメージ、
ニュースとかでは何か聞いたことがないかもしれませんが、そういった問題
があったときに、市民の側から、何が問題なのかということを検証しなが
ら、その問題を突きつけるみたいな、そんなようなことで、オンブズマン
というのが日本の中でイメージされつつありますが、オンブズマンとい
うのは北欧で発祥をし、国民の行政機関に対する苦情処理とか、行政活
動の監視・告発などを行うことを職務とする者と。こんな辞書上の定義
があるかと思いますが。こういったスウェーデンで確立したオンブズマン
制度というものが世界各地に広がっていく中で、子どもに特化したオン
ブズマンとか、例えば兵役をする人に特化したオンブズマンとか、女
性に特化したオンブズマンとか、消費者に特化したオンブズマンとか、
福祉に特化したオンブズマン、そういうものが世界各国に広がっていく
中で、対象領域が変化していきます。そして、この子どもオンブズパー
ソンというものは、子どもの権利、子どもの利益ということの擁護・促
進を目的として設置されている仕組みです。そして、先ほど国連・子
どもの権利委員会の話もしましたが、様々な締約国のチェックをして
いく過程の中で、子どもの権利条約を批准している国には、こういった
仕組みをつくっていくように推奨したり、勧告をしたりしています。よ
って、国レベルで

はヨーロッパであったり、アジア諸国でできているところもありますが、特に日本の場合は自治体レベルで広がってきているというようなこともあります。

この子どもオンブズパーソンの機能は、まず、子ども自身からの相談に応じ、また、子どもの権利侵害の状況があった場合には救済につなげていくと。そして、個々の案件から浮かび上がった課題や問題点を基に、関係機関に意見を表明したり、是正を要請したりすることにより、仕組みを変えていく。これも先ほどお話しさせていただきました。そして、もう1つがモニタリング機能。子どもの権利侵害の状況がちゃんと改善されたのかとか、また、まちの中で子どもの権利というものに根差した市政が展開されているのかということをチェック、モニタリングしていくという機能も持ち合わせている場合も多いです。そして、国民であったり住民であったり、子どもたち、そして大人たちに、こういった子どもの権利というものは何なのかということを広報したり、広げていくという機能がメインな機能でございます。

先ほどお話ししましたように、1994年に子どもの権利条約が批准されました。では、この1994年はどんなことが日本では話題になっていたのかと申しますと、愛知県、僕は実は愛知県名古屋市が出身でございます、その愛知県名古屋市で大河内清輝君、中学校2年生の男の子がいじめを苦に自殺をしたと。こういったことが話題になった年です。この大河内清輝君の事件を契機に、日本でもいじめ自殺ということが注目されたり、いじめ自殺をする子どもたちもマスコミとかに非常に注目されるようになっていきました。

そんな中で、自治体における子どもの相談・救済制度の充実というものが検討されていきます。教育委員会や自治体における既存の制度というものをまず充実していこうと。さらには学校では、もう今は当たり前になってきましたが、スクールカウンセラーを配置していこうとなったのは、まさにこの時期でございます。あと、民間団体においては、これもまた喜多先生が目黒区等で、全国のところでやられていますが、チャイルドラインが日本で初めて開始されたのもこの時期でございます。こういった中では、特にいじめということを考えていくなれば、いじめを「子どもをめぐる人間関係を背景とした人権問題」というふうに捉えて、いじめなどでつらい状況下にある子どもの話を聴くだけではなく、子どもの現実や気持ちに寄り添って救済につなげていくということが、なかなかされてきていない現実もございました。

そんな中で、子どもの権利を擁護・促進する仕組みの必要性というものが認識され始

め、子どもオンブズパーソンというものの制度を日本にも何とか持ってくる事ができないかということを考え出す自治体であったり、研究者が出てきたわけです。

日本で初めてこういった仕組みがつくられたのは兵庫県川西市です。兵庫県川西市に子どもの人権オンブズパーソンを設置しようということの動きが始まったのが、ちょうどこのいじめ自死が話題になってきた1995年です。そして、1997年には教育委員会の附属機関として設置するというのを、そういう条例試案が出たわけですが、そして、1998年に日本の第1回目の政府報告書の審査が国連・子どもの権利委員会で行われ、そして、その総括所見の中では、子どもたちの権利の実施を監視する権限を持った独立機関が日本には存在しないと。子どもの権利のためのオンブズパーソンまたはコミッショナーを創設する、いずれかの手段により独立した監視機構を設立するために必要な措置を取りなさいということをして日本に勧告しております。そして、これらを受けながら、川西市ではいろいろ議論をした中、どうやって独立性を担保していくのかということを検討した中で、教育委員会の附属機関ということではなく、首長の附属機関という形に修正され、日本で初めてこういった子どもに特化したオンブズパーソンが条例に基づいて設置されることになりました。

そして、関東のほうでは川崎市が、今度は子どもの権利条約を川崎市の中で進めていくために、子どもの権利に関する総合条例をつくっていこうという動きが出てまいりました。その委員会の座長になられたのが喜多先生です。そして、200回もの議論を市民や子どもの皆さんと一緒にしていく中で、議会も全会一致で可決していくこととなります。その中には、子どもの相談とか救済の項目があったわけですが、特に具体的な仕組みというものはまだここには規定されていませんでした。その第35条（相談及び救済）の仕組みを具現化していくということで、翌年、川崎市人権オンブズパーソン条例というものが制定され、子どもの人権オンブズパーソンと、あと女性の問題というものを2つとも扱うものが、関東では初めてできることになってきます。そして、川崎市では、そういったモニタリング機能というものは子どもの権利委員会、国連・子どもの権利委員会の川崎版というものを、川崎市子どもの権利委員会というものをつくり、そちらにモニタリングは任せていくと。そして、個別の子どもの相談・救済とか、制度改正につなげていくことは、人権オンブズパーソンで行っていくと。そういう構造にしていたわけです。

人権オンブズパーソンは、まちの子どもたちにこういうカード等を配布して、活動を

しております。

この違いというのは、ちょうど地方分権というものが進んできたときであり、地方自治というものの再構築が進んできています。自治体レベルの中でも、そうした子どもの権利に根差した子ども施策というものをどんなふうに展開していけばいいのか。そのために計画をつくって、施策をつくってということがようやく動き始めていく時期です。子育て・子育て支援とか、子どもの居場所とか、子どもの意見表明・参加のための仕組み、また、子どもの相談・救済の仕組みというものを自治体が独自に検討を進めてまいります。

このオンブズパーソンの仕組みは、例えば大きなところで、埼玉県が子どもの権利擁護委員会という形で条例化しました。これ、県で初めて条例に基づくこういう仕組みができました。子どもの権利に関する総合条例ということでは多治見市とかで制定され、さらには子どもの相談・救済の仕組みも設置されていきます。こういったときに、それぞれの自治体の子ども施策というものを共有しながら、それぞれがどのように進めているのか、また、自分たちの自治体ではどんなふうに進めていけばいいのかということ、みんなで検討していこうという動きが出てまいりました。

そこで、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムというものが開催されることになってきます。2002年から始まり、今年、2020年は東京都の、この近隣都市である立川市、あと、この過程の中では西東京市とか、立川市とか、そういったところでも開催されてきています。残念ながら、本年度は兵庫県明石市で検討が進められていたんですが、新型コロナウイルス感染症問題のために中止ということになりましたが、そんな活動が全国でもう20年近く進んできています。この動きというのは、国際的な流れにも合致したことになっています。

じゃあ、それは何なのかというと、子どもに優しいまち、これ、最近皆さん、目にすることが多いかもしれませんが、Child Friendly Citiesという取組がユニセフを中心に広がってきています。このChild Friendly Cityというのは、こういった子どもの権利条約の視点を、それぞれの自治体、子どもの生活圏レベルで進めていこうという取組でございます。これから子どもは大人になっていくわけですが、コルチャック先生の思想にもありましたように、子どもは今を生きる存在。よって、今を生きる子どもたちの生活というものを向上させ、未来につなげていこうと。こういった中で、自治体がどんなふうに施策を展開していけばいいかということが、このChild Friendly Cityの項目

です。

その第1、一番最初に掲げられているのが、子どもの参加、意見表明というものを保証していく。そして、子どもに優しい法的枠組み。例えば子ども条例とか、子どもの権利条例というものをつくって、その条例に基づいて子ども施策を展開し、また評価・検証し、次につなげていくんだと。そして、まち全体で子どもの権利というものの戦略を立てていく。そのための調整部署をつくっていく。また、例えば小金井だったら、小金井市の子どもの権利に関する状況というものはどうなのかということアンケート調査をしたり、そういったデータを蓄積していく。そして、何か施策を展開したときには、この施策が本当に子どもの権利というところの視点からちゃんと進められていたかどうかというものをモニタリングしていく。そして、子どものために予算をつけていく。そして、そういったものの情報を蓄積していく。そして、子どもの権利を市民に周知していく。それとともに、この子どもアドボカシー、これは最近よく耳にする言葉ですが、子どもの声をまちづくりに代弁していったり、また、子どもの権利が侵害されたときに救済していく。このアドボカイトというのはいろんな意味があるんですけども、こういった独立した子どもアドボカシーというものをつくっていくんだということが、このChild Friendly Cityの話になってきています。

それで、目黒区が子どもの権利条例をつくっています。また、三重県名張市、東京都豊島区、秋田県、福岡県志免町、いろんなところで子どもの権利条例が制定されてきます。そして小金井市、2009年、小金井市子どもの権利に関する条例が2009年に設置されています。ここに今回、ちょっと関わらせてもらっている世田谷区と名古屋市の話を入れておきましたが、世田谷区は2002年に「世田谷区子ども条例」を施行しています。名古屋市は2008年に「なごや子ども条例」を施行しています。双方とも川崎と同じように、そして小金井市と同じように、その相談・救済の仕組みというものをちゃんとやっていきましょうということの理念は条例に書かれているんですが、その具体的な仕組みというものができていませんでした。そして、世田谷区は2012年、条例ができてから10年たった2012年に、子どもの人権擁護委員制度というものができました。名古屋も2018年にこれを検討し、2019年に名古屋市子どもの権利擁護委員制度というものができ、そして、今年4月、2020年4月には「なごや子ども条例」を子どもの権利条例に改定するとともに、名古屋市子どもの権利擁護機関というものの条例もつくりながら、名古屋のほうはそういったまちづくりと相談・救済と

いうものを進めてきています。

この頃、先ほどいじめの第2のピークのお話をさせていただきましたが、第3のピーク、福岡県であったり、岐阜県であったり、北海道のほうで、またいじめ自殺というのが話題になってきます。こういった状況から国もさすがにもう黙ってられないということで、2007年2月に「24時間いじめ相談ダイヤル」をつくりました。これはあまり知られていないんですが、今もあります。全国统一の電話番号で、ここに電話すると、その所在地の教育委員会の相談機関に接続されたり、また、その関係委託制度のところにつながるというような仕組みになっているかなと思っています。また、法務省のほうも「子どもの人権110番」を同時期につくっています。また、皆さんも子どもの頃であったり、皆さんのお子さんも学校からお持ちになられることがあろうかなと思います。法務省と人権擁護委員連合会が「SOSミニレター」というものを作成し、A4の紙でピッピピッピと折っていくと封筒になる。そして、その封筒になるところに罫線が書いてあって、その手紙を子どもが書いてそこに送ると、地方法務局に届き、そこの人権擁護の担当の方とか、人権擁護委員さんが返信を書くという仕組みができてきたわけです。

そういった中、こういった子どもの権利擁護委員制度というものが全国に広がっていきます。豊田であったり、札幌であったり、福岡、筑前、あと岩倉市、日進市などなどが増えてきています。この辺りだと相模原市とか、西東京市とかがこういった仕組みをつくってきています。先ほど説明させていただいたように、2012年には世田谷区は条例を改正し、子どもの人権擁護機関をつくりましたし、国立市、この近隣自治体であるところは、総合オンブズマンというものをつくり、総合オンブズマンの中での職務として、子どもオンブズマンをつくるということをやっています。そして、小金井の周りだと西東京市、国立市、そんなようなところが、今、小金井が検討を始めようとする仕組みというものをつくってきております。

これだけ広がってくると、何とかしなければいけないということで、全国のこういった擁護機関の人たちが1年に1回集まって、いわゆる子どもオンブズ会議というものを開こうと。先ほど全国自治体シンポジウムというものが開催されていますよという話をしましたが、それに併せて全国子どもオンブズ会議というものを、今、行ってきています。これはどういうところにヒントを得ているかということ、ヨーロッパでは「子どものためのオンブズパーソンヨーロッパネットワーク」というものがあるので、日本でもこ

ういうものをつくろうと。先ほど三十幾つの自治体があるというようにお話をさせてもらいましたが、昨年、立川でやったときには、小金井からも前田さんに参加していただいたりして、そういうものを、仕組みを共有したり、それぞれが困っているような事例を共有し合ったりということを進めてきています。

そうした中、国レベルでも子どもの権利条約の理念というものが法律に位置づけられるようになってきます。子ども・若者育成支援推進法であったり、また、いじめ防止対策推進法、いろいろ課題も散見される法律ではあろうかなとも思いますが、第4のいじめ自殺のピークの天津市のいじめ事件を契機に、教育再生実行会議とかで検討された中で、いじめ防止対策推進法ができました。また、子どもの貧困対策推進法というものであったり、一番大きな改正としては、2016年の児童福祉法の改正があろうかなと。この第1条には「児童の権利に関する条例の精神にのっとり」ということであったり、第2条には「児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」というような文言が入ってきています。こういったものに基づきながら、それぞれの自治体で子どもの意見というものを尊重していくための仕組みが、具体的に検討していかれてきています。また、2019年、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、親権を持つ者等の体罰の禁止であったり、児童が意見を述べる場合における配慮及び児童の意見表明権というものが、個々に規定されるようになってまいりました。

すなわち、このオンブズパーソンの特徴である、解決の主体として子どもを中心に置いていくというアプローチの重要性というものが認識され、そこの中では、相談をしていく主体として子ども自身が意見を表明していく、自分の気持ちというものを伝え、その伝えたことに応じて子どもの最善の利益というような、を確保する視点から、子ども自身の権利侵害からの救済につなげ、子どもをエンパワーしていくと。こういうようなところがポイントになってきているわけです。なかなか、大人から権利侵害をされている子どもはしんどい状況にあり、そんな簡単に「相談してね」と言っても相談につながるわけではないわけですが、そういったいろんなつながりの中で子どもたちとつながる中、自分のことに真剣に向き合ってくれる大人であったり、自分の困り事を一緒に考えてくれる大人と出会う中で、権利が回復され、エンパワーされていくというような事例が全国いろんなところから報告されてきています。

そして、この子どもの最善の利益を実現していく、確保していくという視点なんです

けれども、それは、例えば子どもオンブズパーソンの中の構成としては、例えば世田谷区、僕が今関わらせてもらっているところには委員が3人います。僕は教育とか子どもの権利の視点から。もう1人の方が弁護士さん、法学の視点からです。もう1人の方が子ども家庭福祉の先生。そして、その業務を支えてくれている専門員の皆さんが、その専門員の皆さんは臨床心理士であったり、公認心理師、また、社会福祉士、精神保健福祉士などなどの専門職の方がおられ、ある1つの事例を、僕の視点から見るとこう見える、でも心理学の人の視点から見るとこう見える。また、弁護士の視点から見るとこう見える。いろんな角度からその問題というものを立体的に浮かび上がらせていながら、じゃあ本当にこの子にとっての最善の利益というものは何なのか。それを大人が決めてしまうのではなく、子どもの置かれている状況や気持ちに寄り添った解決というものを、子どもと共に探っていくということが大きなポイントになってきます。

その中で、例えば先生と子どもの間でトラブルが起きている場合は、その関係調整をしたり、クラス内でトラブルが起きている場合は、その関係調整をしていったり、また、施設の中で問題が起きている場合は、というように、もちろん学校には教育委員会、本日は指導室のほうからも来ていただいています、学校にもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また、教育委員会にもいろんな相談部署があります。で、福祉部局にも今日、子ども家庭支援センターの方も来られていますが、あります。もちろんそれぞれのところで丁寧な活動をやっているわけですが、じゃあそういった関係機関と新しくできる仕組みというものが、どういう関連を持ちながら役割分担をしたり、協力関係をつくっていくのかということも、まさに皆さんがこれから慎重に議論を進めていく必要があるところです。

そういった関係機関、独立性、独立性といいますが、オンブズパーソンだけでは何もできなかつたりします、実際の子ども支援の場合に。そういった関係機関と横の連携、縦の連携、斜めの連携をしていく中で、子どもを支えていく仕組みをどんなふうにつくっていくのかということがポイントになろうかと思えます。

そして、2019年2月に国連・子どもの権利委員会から、また日本に勧告が出ています。それはどういったところだったのかというと、地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面及び人事面の独立性並びに救済機構を欠いているとされると。委員会は、締約国が以下の措置を取るよう勧告するものである。子どもによる苦情を子どもに優しいやり方で受

理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置とか、このパリ原則というものの全面的遵守が確保されるよう、資金、任務及び免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置を取りなさいという勧告が出ています。

じゃあ、このパリ原則って何なのとか、こういうところも見ていくわけですが、それらを丁寧に見過ぎると時間がかかってしまうので、要するに、ちゃんと子どもの最善の利益とか子どもの権利というものを擁護し、また代弁する、そういう仕組みというものをちゃんと入れましょう。そして、子どもの権利条約とか子どもの権利条例というものに基づいた実施をしていく。あと、子どもの権利を教育・啓発していく。また、そういった子どもの権利機関同士のネットワークを形成していく。子どもの権利というものを、まちの中でこういう子どもの権利を基盤にしたアプローチというものがとても大切なんだということを社会に広げていく。こういったものがオンブズパーソンの責務であると。これを国レベル、自治体レベルでちゃんと独立性と専門性を持ってつくっていきなさいということが勧告されているわけです。

では、その34の自治体の中でこういう仕組みができてきているわけですが、それらの自治体にアンケートを取った調査結果を見ていきたいと思います。

まず、条例上の位置づけとしては、先ほど川西市が、教育委員会の附属機関だと。それを首長の附属機関にしたという話がありましたが、首長の附属機関、すなわち、小金井で言うならば小金井市長の附属機関という形にしているところが8割以上です。あと、教育委員会の附属機関としているところも2つ。首長・教育委員会共同の附属機関としているところが1つ。これは世田谷区なんです。世田谷区も首長の附属機関でももとは制度を設計していたんですが、最後の最後に、やっぱりこういう問題は、学校でも自治体の中でもいろいろ起きるよねと。それぞれが責任を持って、こういった子どもの権利救済にちゃんとつなげていく。そして、子どもの権利の制度改善につなげていくという意識を双方に持ってもらおうという中で、共同設置にしたんですね。一方、これには、例えば学校に関わるいろんなものを相談するのに、教育委員会の附属機関としての子どもオンブズパーソンといっても、「いやいや、それはちょっと信用できない」というように、相談者の中には思われる方ももちろんいらっしゃいます。その形態はどうであれ、条例上どのように独立性が担保され、運営というものが担保されているのかというよう

なことが重要になってまいります。

じゃあ、どんなオンブズパーソンの職務や責務を位置づけているのか。一番多いのは、子どもとか保護者からの申立てを受けて調査をします。あと、子どもからの相談に対応します。何かあったときに調整します。あと、是正を勧告したり、制度改善のための意見を言う仕組みになっています。あと、申立てがなくても、この「自己発意」というところがありますが、申立てなんかはなくても、子どもオンブズパーソンの、自分たちが必要だということに基づいて調査をすることができる。あと、設置者にちゃんと1年ごとにどういう活動をしてきたか報告しますよとか、広く市民にもちゃんと報告しますよとか、子どもの権利の広報・啓発みたいなものをしていきますよと。こういったような権能を持っています。

あとは、特徴としては第三者性。やっぱりこの独立性、第三者性というのが一番多いです。あと、子どものSOSを受け止めて救済に当たります。子どもの訴えを直接聴いて受け止める専門性があります。子どもの最善の利益を図るということを目的にしています。子どもに関することでの保護者や大人対象の相談・支援に当たる権利機能もあります。そんなところを特徴に挙げている自治体が多いです。

そのスタッフとしては、先ほど世田谷は3名の委員、3名のオンブズパーソンと、5人の専門員の方がいるというお話をしましたが、世田谷区の場合は93万人都市で、とても大きいです。小金井は、その人口規模に応じてどのような仕組みというものが必要なかということも、これからの皆さんの検討事項になっていくのかなとも思います。

月に、これ、ちょっとこんなところがあります。月にゼロ回。何かあったときしか活動しないよというような自治体もあります。世田谷で大体週に一、二回は勤務していたりもするので、本当にケースがめっちゃめっちゃ多いときには、月十数回行くということもありましたが、今は6回とか8回とか、そのくらい月に勤務することが、僕の場合は多いです。

あとは、広報活動に子どもが協力しているというところもあったり、子どもに対する広報活動もちゃんと丁寧にやっていますよというようなところもあります。世田谷区で活動しているときにはこういうもの、身分証明書を常につけているんですけども、そのときに、例えば学校に訪問して、クラスとかいろんな様子を見せてもらったりするときに、「誰のパパ？」とか言われたり、「誰？」と言われたりすることがあって、そのときにチラッとこれを見せると、「あ、なちゅだ」とか「あ、せたホッとだ」、このカ

ードを1年に2回子どもたちに配布しているので、子どもたちはこのカードを見ると、大体「ああ、せたホツとの人だ」ということを分かってくれたりします。こういった広報・啓発というのはとても重要です。

あとは、ケースもそれぞれの自治体でいろいろありますが、例えば世田谷区の場合、子ども自身からの相談が6割あります。これがやはり大きな特徴かなというように思っていますが、自治体の中では、子どもが占める割合ゼロ%という自治体が残念ながら10あったり、70%からほぼほぼというところも4自治体あったりもしますね。

そして、この調査を実施した吉永省三さんという、川西市の人権オンブズパーソンをつくる時の教育委員会の方だったんですが、その方はこんなふうの小括しています。

「子どもの意見の尊重（12条）を通して子どもの最善の利益をめざすアプローチ」が、救済制度の相談活動として具体化してきたと。第三者機関と位置づけられる一方で、その独立性を担保するための具体的な仕組み、予算、人員配置など条件整備というものが不十分な状態である。子どもの救済に特化した制度とされている一方で、その救済の機能としては、条例上の権限を行使しない相談や調整が中心となりがち。

先ほど少し飛ばしましたが、子どもから申立てを受けて調査を実施し、そして調整をしたりしながら、最終的には是正要請をしたり意見表明をするということの件数は、実際にはそんなに多くない。子どもから相談を受けて、その相談の延長上として支援したり、対応して終わるケースというものがほとんどなんだということは言われているところです。

4つ目のところは、専門性というのは、じゃあどういうスタッフがいるのかということとです。ほぼほぼ自治体に1人は弁護士がいると。あとは学識者と呼ばれる人たち。教育をやっている人と心理をやっている人と福祉をやっている人がだいたいいます。

あとは、そのモニタリングという機能。そのまちの中で子どもの権利というものに根差した市政が行われているかとか、子どもの権利というものが侵害されないようにチェックしていくとかいう、モニタリング機能の追求・発揮というところは、なかなか日本のオンブズパーソン制度は行えていない。

あとは、オンブズマンの一番重要なところは「簡易迅速性」というところなんです。お金もかからず、例えば子どもの何かがあるときに裁判をしたりすると、物すごい年月とお金もかかって、労力もかかるんですね。そうではなく、もう子どもからの相談にすぐ応じる。そして無料で応じる。そして、公的な責任を持って対応すると。こういう

ところがポイントになっているんですけれども、そのやっている人たちはあまりこの部分というものは考慮されていないのではという御指摘もございますが、なかなか相談者も、申立てをすとか、調査してくださいという、結構大ごとになっちゃうかもしれないということで、そうでもない形で対応してくれるんだったら、条例上のいわゆる調査という形ではない、申立てという形ではないやり方でやってくださいという方も多いかと思います。

さて、初めてオンブズパーソンの話を聞かれた人が、もしいたとしたら、いきなりこれだけ知識を早口で話されたので、ちょっと嫌というふうに思ってしまった人もいるかもしれません。じゃあ小金井でどんなふうにつくり上げていくのか。

まず、この子どもオンブズパーソンの生命線としては、子ども自身が安心して相談できる機関。もうここは日本の特に特徴になっているのかなど。あと、先ほどから何度も何度も出てきている、子どもの意見表明とか参加の権利というものをやっぱり積極的に尊重すると。あと、公的第三者機関ということで、どのように独立性と専門性を持たせていくのか。あと、話題になっていた簡易迅速性。あと、新しい機能をつくったとしても、子どもからの信頼、関係機関からの信頼というものが構築されない限り機能はしません。よってこういったものをどんなふうにつくっていくのか。などなどがポイントになってくるかなと思います。

じゃあ、まず、設置者が担う諸課題。ここにおられる方は、これから子どもの権利部会としてこういう仕組みを審議されていく方であったり、あと行政の担当者の方であったりするわけですが、まず制度設計のための議論。これは、まず第1回目には、僕が子どもオンブズパーソンとは何かというような概略とか歴史についてお話をさせていただきます。一般的には、もう第2回目から、今度はじゃあ他自治体のいろんな情報を調べていきたいと思いますとか、あと、小金井市で具体的にそれをどんな仕組みが必要なのか。相談とか、ここの実態は、小金井の実態は分かりませんが、いろんな相談、既存の相談機関が機能としているというような場合がもしあったとしたら、じゃあそれを既存の機関に任せ、むしろ子どもの権利をチェックしたりしていくモニタリングの部分に重きを置く仕組みを小金井ではつくっていききたい。いやいや、やはりほかの自治体が進めているような子ども自身からの相談、そして申立て、またはその子どもオンブズの自己発意による調査、そして是正だと、こういう個別救済機能というものは欠かせないから、それはやっぱり入れたほうがいいのか。子どもの権利というものを小金井でもっとも

広報・啓発していく、そういったところにオンブズパーソンというものはメインに関わってほしいとか。多分それぞれ制度を設計していくときに、何をこのオンブズパーソンの職務のメインにしていくのかというような議論はしていく必要があるのかなど。限られた予算・人員の中で、いかに効果的であり、かつ有効性の、同じ話ですね、効果的な仕組みをつくっていただけるのかと。あと、青少協が子どもアンケートを昨年度取られているけれども、もうその分析みたいなものがされたというような話は伺っていますが、そういったものと子どもの相談・救済というところとの関係の中で、もう一度データを見直していくというようなことであったり。

じゃあ小金井には小金井市子どもの権利に関する条例というものがある。その条例第16条に子どもの相談・救済というものが書かれている。その16条というものをどう具体的に読み込み、読み解いていけばいいのか。

また、名古屋市の場合は子ども条例、今は子どもの権利条例があり、それと子どもの権利擁護機関の条例があります。世田谷区の場合は、世田谷区子ども条例の中にこういう相談・救済の仕組みというものを入れ込んでいます。なので、小金井市子どもの権利条例の中にこういう仕組みというものを入れ込んでいくか、また、それとは別に子どもの権利救済条例というものをつくっていくのか。そういう法的な位置づけをどんなふうにしていくのか。

または、そのスタッフをどんなふうにしていくのか。また、事務局というものをどの組織の中に位置づけていくのか。

あと、じゃあこういうものをつくる場合であったり、つくった後、自治体の職員であったり、学校の先生と教育委員会に理解を共有していく必要があたりするわけですよね。前田さんと話をしていたときに、まさに「子どもの権利」とか「擁護機関」というものを共通言語化していくということが、これから必要になるのかなみたいなお話もされていましたが、そういったことも進めていく必要があろうかと。

また、制度をつくったら、つくろうとしているときにも、市民からいろんな意見を聴いていく必要があると。例えば、ここでの審議の中、こんなものをつくりたいと思ったら、こんなものというものを指し示す中でパブリックコメントを出し、市民の皆さんからいろんな意見をいただく必要があるわけですね。また、じゃあそれをつくったときに、子どもにどう伝えるのか。これはつくった後、検討いただければいいんですけど、知ることと、その新しくできた仕組みがどういうことをしてくれるのかということを知る

ことと、利用することというのは、それぞれハードルがあるわけですよね。じゃあ、そのハードルを乗り越えていくために、教育委員会とも連携しながら、じゃあ子どもの権利学習を小金井では全ての学校で定期的に進めていきたいと思いますとか、そんなようなことも、もしかするとできるかもしれないし。じゃあそのための予算をどう確保していくとか。これはその後の話になるんですね。

あとは、実際に子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンができたときには、相談業務をどうしていくか。調整活動、調査活動、あと勧告、意見表明権というものも設けていく。また、モニタリングもつくっていく。広報・啓発もつくっていくということだと、いわゆる世田谷とか名古屋とか、他自治体がつくっているようなオンブズに小金井もしていくのか。また違う特色を持たせていくのかと。そんなようなところの議論であったり。この後は、実際にできた後の課題ということになるのではないのでしょうか。

先ほど「のびゆく子どもプラン 小金井」、今年3月にできているものの冊子を係長から頂きました。一瞬しか見ていないので、これを語ることはできませんが、63ページのところに基本的な視点、事業の取組内容、「子どもオンブズパーソン（児童青少年課）〈重点事業〉」として、事業内容「子どもの声を聞き『子どもにとっていちばんいいこと』を一緒になって考える場所を設置する」、参考指標「子どもオンブズパーソン（仮称）の設置（設置後の実施状況も含む）」。

そして、今、令和2年度はこの「検討」というところが書かれています。令和3年度は「準備」と書かれています。そして、令和4年は「実施」と書かれています。

これを見ると、令和4年度に本当にこの子ども計画に基づいてこういう仕組みを部会の中につくる。そして条例づくり、条例の素案は皆さんがつくるようにするのか、皆さんの議論の下に行政がつくるのか。そして、それを今度は議会に上げ、議会のほうで承認され、制度をつくっていく。そして、人選をしていく、などなど、とてもこの後大変な議論があろうかと思いますが、小金井らしい、小金井の実態に合った仕組みの設計を皆さんが、議論が闊達になることを祈念しております。

早口で申し訳ありませんでしたが、御清聴ありがとうございました。（拍手）

○水津部会長 ありがとうございました。時間がほぼぴったりに計算されていて、私もさすがだなと思われたのと、あと、個人的に、すごいことを引き受けてしまったんだなという気持ちがまた一段と湧いてきて、最後のほうにおっしゃられた小金井らしさとか、今あるものをどういうふうにと考えたときに、いや、これは本当に議論が必要だなとか、非

常に改めて痛感しましたので、今後とも御指導というか、御協力をお願いできるようにしていただければなと思いました。ありがとうございました。

皆さんにもここで、せっかくですのでいろいろと御質問とか、今、思ったこととかを、今後の議論のテーマになるようなことを出していきたいなと思うので、忌憚のない御意見をぜひここからおっしゃっていただきたいなと思います。いかがでしょう。どうぞ。

○鈴木委員 御講演ありがとうございました。ちょっと話の中で幾つか教えてほしいことがあったので、御質問させてください。子どもオンブズというのは、基本的には基は外国でできたものを日本で取り入れているという感じのお話だったと思います。一方で、日本は、取り入れているんですけど、その時代背景としていじめ問題というのがあるって、それに対応するようなものの1つとしてつくられているというような感じだったんですけど、そもそも外国で最初にできたときというのは、どういう問題を基にこういう制度をつくっていったのかというのを教えていただきたいんですけど。

○半田先生 ありがとうございます。とても難しい質問ではあるかなと思うんですが、初めて公的につくったのは、ノルウェーが1981年に国の子ども人権オンブズマンというような形で作りました。じゃあそのときにはどういう背景があったのかというと、もともとそういう北欧諸国はオンブズマン制度というものがもう地についているというか、みんな認識している。その中で子どもに特化したものをつくり、もちろん様々な問題をこれまでも議論してきましたが、そういった幾つかの問題というものを、個別救済もやりながら、その個別救済の中から幾つか出てきた一般原則事例みたいなものを抽出し、その一般原則事例の中から仕組みを変えていくという、そんなものが国として求められていたと。その背景には、詳しくは分かりませんが、いじめというものもあったり、いろんな問題もあるんですけど、例えば公園をつくるときに、大人が勝手につくってしまうというのは、まさに子どもが遊ぶためのものを、子どもの声を聴かずしてつくっていくということは問題があると。よって、そのオンブズマンが関わる中で、公園をつくるときには子どもの声をちゃんと聴取した上で作りましょうというレギュレーションをつくることにつながったり……。昔、研究していたんですが、幾つかの事例が出てきません。(笑) そういった社会の中における、いじめを含む子ども問題の解決につなげていこうというようなところがあると。あと、体罰がありました。虐待のような体罰の問題というものがきっかけにもなっています。

○鈴木委員 公園の設置とか、それはあると思うんですけど、例えば日本だと、いじめをまず考え

た場合に、いじめの場合ってなかなか自分から言い出しにくいみたいな側面もあると思うんです。僕がさっき気にしたのは、外国ではもともとそういうのとはもっと違う問題に対処した結果、できたのがオンブズマンだとしたら、申立てをしにくいような事例には対応しにくいものになってしまわないのかというのが、ちょっと心配なんです。今回のお話だと、やっぱり宣伝広報活動をして、周知して、皆さんが、お子さんが誰でも気軽に相談できるようにと言うんですけども、その相談がしにくいというような類いの問題だとすると、そこは何かケアをしないとイケないような制度設計とかいうのを考えなきゃいけないのかなと思っていて、一方で、お話の中にあるのは、やっぱり申立てがベースになっているので、そうすると、申立てがなかったときにも動けるような制度設計をしている事例みたいな、何かアクティブ、パッシブじゃなくてアクティブに何か介入して大丈夫ですかという。一応、最後に調査活動をどうするかみたいな話がありましたけれども、そういうものの事例というのは何かあるのでしょうか。

○半田先生 基本的には申立ても、何人も申立てはできると。あと、誰もが相談できると。その相談に対応する、相談の延長上の調整をするというようなことでほとんど終わってしまっている自治体がほとんどです。その中でもうまくいかない場合には、条例上の申立てをしてもらい、そして調査を開始し、調査をした結果を基に調整をしたりするなどして、是正を要請するとか、制度の仕組みが問題だということで意見を表明するという形になっています。

申立てがなかった場合に、例えば通報とか、これはちょっと自分の個人を明かしたくない、だけれども何とかしてほしいという場合には、オンブズパーソンが自己発意ということで、自分の権限でこの問題に関しては調査を行うということで、調査ができるよう担保している自治体が多くあります。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○水津部会長 ほかにかがでしよう。

○半田先生 あと、最初の質問の答えにもちょっと関わると言うんですけども、ヨーロッパ型のオンブズはあまり個別救済はしていないということが、日本の中でも言われています。実際に見てみると、それなりにしていると僕なんかは思っているんですが、どちらかというと、個別救済よりは、そのまちとか、その国の子どもの権利の問題というものを調査したりし、そこの公的良心の喚起者として、この問題が今、問題になっています、そのためにこんなことが必要なんじゃないかということを積極的に伝えていくという

ころとか、また、そういったデータを蓄積しながら、それを改善していくための法律を改正するように議会につなげていく。そんなところを目にしているところが多いです。それが、日本の場合は、モニタリングというよりは個別救済という形で日本の自治体は取り入れたので、そのモニタリング、監視という仕組みよりも相談・救済ということがメインになっている。これは日本独自の発展の仕方だと僕は思っています。

○水津部会長　ほかはいかがですか。

○石川委員　よろしいですか。お話を聞いている中で、本当にいろんなことを考えさせられるという思いになったなと思いました。公園の話でいくと、昨年、ちょっと自分、ヨーロッパのほうに子どもを連れて旅行した際に、ブランコの丸い縁にネットがあって、3人ぐらいい気に乗れるようなブランコがあって、これはすごい、面白いということで、子どもが生き生きと遊んだことを覚えています。そのときは、ヨーロッパにはこんな遊具があるんだねと思っただけだったんですけども、今年になつていろいろ調べていたら、それがインクルーシブ公園だったんです。力の弱い子も寝っ転がって、一緒になってブランコができるというものだったということを知って、最近都議さんが動いている、東京都でも砧公園とか、あと府中のほうにも導入がされるというようなことを聞きまして、子どもに公園をつくらせると考えてきたからこそ、ああいったことができたのかななんて思ったりする一方で、日本は今までそういった遊具がなかったのであれば、子どもの意見を幾ら聴いても分からないですよ、知らない。ということは、何か新しい文化なんだなと。オンブズを使って自分の好きなまちにしていきたいとか、そういったことをいきなりポンとやっても、文化のないところで、なかなか実現するまでには時間がかかることなのかもしれないななんて思いました。

鈴木委員もおっしゃっていたんですけども、相談申立て、相談をすること自体、例えば大人がじゃあ実生活で相談することはありますかと。アメリカなんかだと、やっぱりメンターがちゃんとして、仕事の中でも、日本の企業さんとかだと上司との面談みたいなのはあると思うんですけども、心理的な、カウンセリングに近いような相談をするような機会は、そもそも日本人、大人、与えられていないんじゃないかなと。ということは、やっぱり文化がない。文化がないところで、子どもにだけ「いやいや、相談してね、気軽に相談して。安心していいんだよ」と言っても、やっぱりそこは広報だけでは難しいのかなと思いました。なので、いろんな相談事業を今、既にやっているところはあって、それだけでは救済につながらないであったりとか、実態としては安心感を持って相

談できる場にはなっていないケースもあるということだったんですが、とはいえ、今、NPOの3keys（スリーキーズ）さんというところがMex（ミークス）というサイトを立ち上げて、登録者がすごく増えているみたいな話も、すごい希望としては聞いているので、新しい、文化的、もう全体を想像しながら、小金井のオンブズパーソンというものを捉えていく必要があるのかななんて思いました。

そういった観点で考えたときに、導入としてはこういった入り口で、ちょっと遠回りかもしれないけれども、うまくいっている他国あるいは他地域の導入のステップのところでの、いい始まり方をしたところとかがもしあれば、お聞きしたいなと思いました。

以上です。

○半田先生　　今のお話を聞いて、僕もいろんなことを考えていて、どの視点からお話ししていいかなと思ったんですが、名古屋市が子どもの権利擁護委員条例をつくったときの第1条に、「設置」のところで、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、こういうものを置くと。もう一回繰り返しますと、「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子ども権利擁護委員を置く」ということで、この擁護委員制度というものは、名古屋の子どもの権利を守る文化と社会をつくる、それに貢献するのがこの擁護委員制度なんだよというところから始めていったんですよね。

よって、小金井が個別相談・救済というところに特化していくか、もつともつ小金井のそういった子どもの権利に根差したまちをつくるために、こういうオンブズパーソン制度みたいなものが必要だと、例えば公園づくりとか、様々なものにもこのオンブズパーソンというものが機能していくための制度設計にしていこうということもあるかもしれないし、もともとは、個別のところからきっかけがないと、なかなか何を提言していかというのが分からないというんですよね。しかしながら、諸外国の場合には、マスメディアがいろいろ話題になったり、オンブズパーソンの関心の中、自分の住んでいるところの中には、子どもの権利に関わる問題というものはどういうものがあり、それを改善していくためにどうしていったらいいかということで、機能している自治体もある。

なので、どちら側から行くのか。むしろじゃあ子ども施策の評価・検証ということは、まさにこういった計画をつくっていく。そして、計画をつくるためには子ども・子育て会議というものがある。この子ども・子育て会議の中で議論をしてやっていくから、それはこっちに任せておく。オンブズのほうには相談・救済のほうを任せていくという位

置づけもできると思うんですね。しかしながら、行政は計画をつくる。それで、計画をつくるためには、その施策をつくり、その施策に予算をつけるということをやっていないと、そのまちの子ども施策というのは動いていかないわけですよ。そうすると、それをこういった事業につなげていくためにどうしていくのか。その1つのきっかけにも、もしかするとオンブズパーソンのいろいろなもののデータに基づき、制度改善のものからつながっていくこともあるし、皆さんのこういったところの中における評価・検証の中から、小金井の公園をつくるということに対して、もっと子どもの意見というものを表明してもらいたいような仕組みをつくってほしいところからできていくのかもしれないし。どういったところに役割を担ってもらいたいような制度設計をしていくのかというのは重要な論点だと思いました。

○小川委員　先生、今日はありがとうございました。今ここでお話を伺っていて、自分の中でかなり発展していった部分があるんですけども。建前とか正論でオンブズパーソンというのがどういうものなのかというのは、よく分かりました。公的な背景があると、よりよい具体的な設置例も数多く行われています。ですから、小金井はそれを参考にしてほしいと。絵に描いた餅にしないというのがとても大事だなと思います。

私たち、ここで以前には、モニタリングよりも子どもの申立てを優先したものにしようというところで、話し合いが行われていました。それがいわゆる小金井らしさにつながるだろうということで。先ほど先生が、知る・分かる・活用するということでは、知る・分かるは、小・中学校の教育課程の中で、人権教育推進というところで教育課程の中にしっかり盛り込まれていますので、子どもたちには理解されていると私は思っています。ただ、「うちの子はそんな話を聞いたことがありませんと言っています」と言われると、例えば算数でこのところを教えました、うちの子はできていませんというのと、同じようなところがあるのかなと思うんですけども。

これからは活用するということが重要だと思います。子どもが活用するということは、具体的に子どもから発信するということでもある。そうすると、私は32のオンブズパーソンの受付時間を調べました。そうしましたら、9時から17時というところがほとんど。これは子どもが学校に行っている時間ですよ。それから、土曜日は13時から17時というところがほとんどです。ということを見ると、調べた範囲でいうと、多分、今ほど土曜日は学校へ来る回数が多くなかったからだと思いますが、今現在でいうと、ほとんど土曜日は学校ということだけれど、13時……。ごめんなさい、調べたんです

けれども。そうですね。要するに土曜日もほとんど1時間ちょっとぐらいしか子どもは連絡できないというような時間なのかなと。

月曜日から金曜日までで、どこの自治体もおおよそ7時間を設定しています。土曜日でも7時間の設定をしているんですけども、子どもが学校にいるということを考えると、例えばあとは児童館に18時ぐらいまでいるということを考えると、実質的な受付時間というのは物すごく少ないと思っています。これは、オンブズパーソンの委員であるとか、専門に関わるどころと、あと行政の制度に関わるどころだと思うんですけども、この辺を改善していかないと、考えていかないと、なかなか難しいのかなと。24時間受け付けているのは文科省だけです。命の電話もありますけれども、あれも前は24時間だったけれども、今は時間の設定がありましたよね。法務省が行っているのも9時から17時までのはずなんです。

ということは、子どもがやろうと思っても、できる機会が少ないということを考えると、私たち小金井ではこれを改善することが大事なのかなと考えています。でも、勤務時間との関係、準公務員であるということを考えると、勤務時間の関係でフレックスが導入できないとか、ましてや、私は土日の充実を考えるということが大事だと思うんですけども、そうなるとう休日出勤の問題だとか、制度上・人事上の問題が出てくると考えます。勤務時間の見直しは、イコール勤務、給与体系の見直しにもつながってくる問題になってくるわけですね。休日出勤は今、小金井ではどういうふうになっているのか分からないけど、100分の125が普通だと思っています。そうすると、通常の勤務のときよりもお金がかかるというところで、また課題が出てくるということなので、私としては、小金井らしさを、子どもの意見表明を確実にするためには、私はこの受付時間、まずしっかりと子どもができる時間に考えていかなきゃいけないのかなと、物すごく感じているところです。先生がおっしゃった絵に描いた餅にしないというところでは、本当に、制度の在り方についてはもういろんな形ができて、そんなに大変ではないだろうと思っていますが、条例・規則等の改正が、ある面では必要なのかなと。

で、お聞きしたいのは、先生は実際には勤務時間というか、世田谷などではどういうふうになっているんでしょうか。

○半田先生 お話、ありがとうございます。今日お配りしたこの17ページのところに、国連・子どもの権利委員会の総括所見が書いてありますが、ここの1つポイントになるのは「子どもにやさしいやり方で受理し」というところが、まさに小川委員がおっしゃっていた

だいた、優しいやり方って何だと。例えば子どもが学校から帰ってきた時間にも受け付けやすいものとか、電話だけじゃなくメールで、または手紙で、ファクスでといったように、ツールを幅広くするという事も考えられると思いますし、世田谷の場合はなるべく、学校から帰ってきてから電話を受け付けたりすることができるよう、午後1時から夜の8時までを受付時間にしてあります。土曜日は10時から6時までで、それ以外の時間も、手紙でもメールでもファクスでも、いろんなもので受け付けますよという案内をしています。僕はふだん毎日いるというわけではないので、相談調査専門員が昼ぐらいから8時15分ぐらいまでいます。我々は週に一、二回程度、自分の仕事との関係の中で行き、そのいろんなケースをチェックしたり、また、その間、学校とかいろんなところを訪問したり、また子どもの権利の広報・啓発活動に動いていたり。月に2回、全てのケースの、どう動いているかということのケース会議を行っております。

○長岡委員　今日はありがとうございました。短く。今、既存の小金井市の機関、子どもに関する機関は生かしていったらどうかと思っていたんですけど、その機関が自分の中ではよく理解できていないので、そこのところも踏まえながら検討していったらいいかなと思えました。今日はありがとうございました。

○古源委員　先生、今日はありがとうございました。今、長岡委員のおっしゃったことを私も思っていたんですけども、今ある相談窓口と、それから今度新しくできる制度の窓口と、それをどう利用していくかということが、やはりその主体である子どもに任されていくとなると、このオンブズマンがどういうものであるかということが、やはり事前にお話、子どもたちに知らせるということが大事なんだということが分かりました。

それからもう1つ、制度設計に関しては2つの方向性がある、例えば個別救済のことで、あと社会に対する提言といったようなことと、その比重とかいったことがとても大事になってくるのかなということを感じました。

今日はありがとうございました。

○水津部会長　ありがとうございました。進め方のことについてはまた事務局からお話があると思うんですけど、イメージとしては、このものに対する基本方向的な考え方を私たちはどう捉えるのかということをもとに基準に話した上で、仕組みをどのようにするんだということはその事務局の御提案をいただきながら、どういう形の整備をしていくのがいいのかということ、先ほど来出ていらっしゃる、私も、今あるものを生かしながらやれる方向がいいかなとかいうふうに、ちょっと個人的には思ったりもしていたので、そこを

どう結びつけるのかとか、あと、何を大事にしなきゃいけないのかを議論した上で、仕組みづくりのところまで行くのに結構ハードルが高いし、時間もかかるかなと思うんですけど、何とかそこを乗り越えていきたいなと思っていますので、よろしく願います。

ここからは事務局から。

○児童青少年係長 次第のその他の部分で、2点ございます。1点目、今、御意見、各部会員からいただいておりますが、今日質問し尽くせなかった部分ですとか、今後の議論の要点とか、そういったもの、まだ意見がありましたら、後日メールでいただければと思っております。9月4日金曜日頃までに御意見いただければなと思っております。よろしく願います。

それと、2点目として、日程についてなんですけれども、大まかなところのスケジュールについて、第1回目なので御説明させていただこうと思います。まず、次回としては、今日様々な御意見をいただいたところなので、それに基づいてどういう要点整理をしていくかという事務局案をまとめたので、次回は10月上旬・中旬辺りに1回、それと11月にもう1回の、合計2回、部会の開催を予定したいと思っております。そこで、最終的には小金井市の子どもの権利救済の在り方みたいなものを総括的にまとめていけたらと思っています。

その後、市主催で市民の方に意見聴取を、子どもを含む市民の方からも意見を募集できたらなと思ひまして、市民意見交換会のようなものを12月に開催しようかと思っております。その意見を皆様にもフィードバックさせていただいて、最後、2月ぐらいに会議を持って、その意見のフィードバックも終わった最終案という形で取りまとめるようなスケジュールを今、考えております。

次回までに、事務局のほうで、いただいた意見を参考にしながら今後の議論、いつ、どういうものを集中的に議論していこうというものを送らせていただこうと思うんですが、先ほど来、既存の機関ですとか、あと他市の状況ですとかいうようなお話もありましたので、そういった分析結果などの資料の提供も、事前に送らせていただこうと思いますので、御一読いただいてから御参加いただければと思います。

○水津部会長 ありがとうございます。今日の感想とか、こういうふうに進めたいとか、ここがまだ分からないとか、そういうことを聞けば、ということで御意見をできるだけ事務局のほうに早めに上げていただいたものを参考に、次のときの前に、こういう形でというも

のを、ちょっとメールのやり取りが先にあっての会議にならないと、最初からその資料を見てからだと時間がかかってしまうので、そのやり取りを幾つかやらせていただいた中での、次の会議を持たせていただきたいと思っていますので。よろしいでしょうか。

じゃあ今日は本当に朝早くから、遠いところからありがとうございました。今後もぜひ御協力いただいて、アドバイスいただければと思います。本当にどうもありがとうございました。（拍手）

— 了 —